

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和7年11月21日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後10時50分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	藤川 貴雄 花村 隆	
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月定例会について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午前 10 時 00 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。

本日の審議事項はお手元に配付したとおりであります。まず、12月定例会についての協議を行います。では、市長提出案件について執行部から説明願います。

國枝副市長

それでは、令和7年11月28日開会の第5回羽島市議会定例会において、審議をお願いする付議案件について説明します。

付議する案件の内訳は、専決処分の報告1件、条例の一部改正等5件、指定管理者の指定11件、令和7年度補正予算4件、動産の取得1件、市道路線の認定1件、以上23件です。それでは順次説明します。

議案書の3ページをお願いします。「承第5号 専決処分の報告並びにその承認について」です。

4ページの「専第11号 令和7年度 羽島市一般会計補正予算(第7号)」について11月4日に専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

歳入歳出予算の総額に「9,944万8千円」を追加し、総額を「283億1,310万1千円」とするものです。補正内容は、ふるさと納税推進事業です。財源としては、元気な羽島応援寄附金等を充てるものです。

次に、9ページをお願いします。「議第76号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、家庭的保育事業者等が行う利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断等について、母子保健法に基づく乳幼児健診、市で行う健康診査ですが、それが行われた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするものです。

なお、家庭的保育事業者等とは、20人未満で0歳から2歳までの子どもを預かる施設で、市の認可を受けたものを指しますが、羽島市には、当該事業に係る施設は、現在のところございません。この条例は公布の日から施行するものです。

次に、12 ページをお願いします。「議第 77 号 羽島市乳児等通園支援事業の設備 及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容の説明の前に、乳児等通園支援事業について説明します。

乳児等通園支援事業は、いわゆる「こども誰でも通園制度」と呼ばれるもので、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

当該制度は、令和 7 年 4 月 1 日から制度化されており、令和 8 年 4 月 1 日からは給付化され、全国的に本格実施されます。本市においても、今年度から市内 6 園において、試行的に実施しているところです。それでは、改正内容についてご説明します。

改正内容としては、へき地保育を行う事業者が、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行う場合に、当該事業について設定している居室の面積等の設備及び職員配置の基準を適用しないこととするものです。この条例は、一部の規定を除き、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に、17 ページをお願いします。「議第 78 号 羽島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」です。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を制定するものです。

先ほどご説明しましたとおり、乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」については、令和 7 年 4 月 1 日から制度化されており、本市においても、「認可の基準」については、すでに条例等で令和 7 年 3 月定例会で制定しているところです。

今回、令和 8 年 4 月 1 日より全国一律の制度のもと、本格実施されるにあたり、法に基づく「確認の基準」を条例に定める必要があることから、当該事業の利用定員や運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

なお、市から当該基準に適合したことの「確認」を受けた事業者については、国の法定給付を受けることができる「特定乳児等通園支援事業者」としての事業実施が可能となります。詳細な内容については、議案要綱にて記載して

おりますので、後ほどお目通し願います。この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

次に、30ページをお願いします。「議第79号 羽島市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例について」です。

市内の農地面積の減少に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を削減するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、市内の農地面積が減少したため、農地利用最適化推進委員の任期満了の時期に合わせ、定数を20人から19人に減員するものです。この条例は、公布の日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、32ページをお願いします。「議第80号 羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について」です。

羽島市火災予防条例における火災に関する警報の明確化等をするため、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限、具体的に申し上げますと「窓、出入口等の閉鎖」について、住宅等における火を使用する設備・器具の変化等を踏まえ、規定の削除を行うものです。この条例は、令和8年1月1日から施行するものです。

次に、34ページをお願いします。当該ページの「議第81号 羽島市足近コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から44ページの「議第91号 羽島市桑原コミュニティセンターの指定管理者の指定について」までの11件については、各施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定する団体は、各施設がある地域のコミュニティセンター協議会で、指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

次に、45ページをお願いします。「議第92号 令和7年度羽島市一般会計補正予算（第8号）」についてです。

歳入歳出予算の総額に「1億2,724万9千円」を追加し、総額を「284億4,035万円」とするものです。

補正内容は、生活保護扶助費及び県単土地改良事業等です。財源としては、国庫負担金及び基金繰入金等を充てるものです。併せて、債務負担行為及び地方債の補正をお願いします。

次に、61ページをお願いします。「議第93号 令和7年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につい

てです。

補正内容は、国民健康保険の保険基盤安定負担金の補助率の増による財源振替で、金額の増減はありません。

次に、66 ページをお願いします。「議第 94 号 令和 7 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてです。

歳入歳出予算に「138 万 6 千円」を追加し、総額を「67 億 157 万 4 千円」とするものです。

補正内容は、総務事務経費で、介護報酬改定に伴い、システム改修を行うものです。財源としては、国庫補助金及び繰入金で充てるものです。

次に、71 ページをお願いします。「議第 95 号 令和 7 年度羽島市水道事業会計補正予算（第 2 号）」についてです。

資本的収入に「304 万 8 千円」を追加するものです。補正内容は、消火栓工事に伴う一般会計からの負担金の増です。

次に、80 ページをお願いします。「議第 96 号 動産の取得について」です。「消防ポンプ自動車 1 台」を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得の目的は、消防ポンプ自動車の更新。取得の方法は、指名競争入札。取得の金額は、5,940 万円で、取得の相手方は、岐阜市金園町 3-25 の「株式会社ウスイ消防」です。

次に、81 ページをお願いします。「議第 97 号 市道路線の認定について」です。道路法の規定により、82 ページのとおり、西的場 3 号線ほか 1 路線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。

以上、今定例会において、審議をお願いする付議議案について、その概略を説明しました。

なお、国家公務員の月例給及びボーナスの引き上げ等を求めた人事院勧告の実施について、11 月 11 日の閣議で決定され、現在開会中の臨時国会において給与法改正案等が審議される見通しです。

本市の今定例会の開会中に法案が成立した場合は、国家公務員の給与の引き上げに準じ、定例会最終日に職員の給与に関する条例の一部改正及びそれに伴う補正予算について上程させていただく予定でございますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

南谷佳寛委員長

ありがとうございました。市長提出案件について、何か

	<p>ありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>それでは、執行部は退席いただいて結構です。</p> <p style="text-align: center;">〔執行部退席〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>次に、請願について、局長、説明を願います。</p>
議会事務局長	<p>昨日までに受理した請願は2件でございます。</p> <p>「請第1号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願」。紹介議員は花村隆議員、請願者は「岐阜南民主商工会 会長 岩田修一さん」、付託委員会は民生文教委員会でございます。</p> <p>「請第2号 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願書」、紹介議員は花村隆議員、請願者は「岐阜南民主商工会 会長 岩田修一さん」、付託委員会は民生文教委員会でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>次に、陳情・要望について、局長、説明を願います。</p>
議会事務局長	<p>昨日までに受理した陳情・要望は1件でございます。</p> <p>陳情第3号「木材の利用推進に関する要望書」でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>次に、議案の付託先について、局長、説明を願います。</p>
議会事務局長	<p>先ほど、副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は、専決処分の報告1件、条例の一部改正等5件、指定管理者の指定11件、令和7年度補正予算4件、動産の取得1件、市道路線の認定1件、計23件となります。議案の付託については、総務委員会14件、民生文教委員会5件、産業建設委員会3件の計22件になります。</p>
南谷佳寛委員長	<p>局長から説明のあったとおり付託してよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>次に、会期日程について、局長、説明を願います。</p>

議会事務局長

会期は11月28日から12月23日までの26日間でございます。

日程については、初日28日は議長から諸般の報告を願い、市長提出案件の説明後、初日は散会となります。

11月29日から12月4までは休会し、12月1日10時から議案の詳細説明を行います。12月5日は一般質問、6日と7日は休会とし、8日から10日は、一般質問です。

なお、12月定例会では16人が質問通告書を提出しましたので、5日が5人、8日が5人、9日が4人、10日が2人の割り振りで行います。

11日は休会とし、12日は議案質疑・委員会付託。本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思っております。

13日と14日は休会とし、15日に総務委員会。16日に民生文教委員会。17日に産業建設委員会。18日から22日は休会とし、最終日23日は、委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきます。

代表質問につきましては、12月定例会は、清和クラブ、清風クラブ、公明党、清流政策研究会、自由クラブ、元気・羽島クラブ、正統派クラブ、新伸会、無所属の会、日本共産党羽島市議団の順になりますので、よろしく申し上げます。

また、今定例会に提出されております、指定管理案件11件について、指定管理者選定委員の名簿、選定委員の主な意見等、委託契約の項目・内容、指定する団体の概要の4項目の資料提出の依頼について、協議をお願いいたします。

また、議員間討議につきましては、12月12日の議案質疑終了後に議員間討議を行っていただきますが、テーマの決定を12月1日の議案詳細説明会後に行っていただきますので、よろしく申し上げます。

議案質疑や委員会での質疑の連絡期限について、連絡期限をそれぞれ質疑等が行われる2日前とし、12日の議案質疑は2日前の10日水曜日まで、15日の総務委員会は11日木曜日まで、16日の民生文教委員会は12日金曜日まで、17日の産業建設委員会は15日月曜日までとなりますので、よろしく申し上げます。

その他、議員定数・報酬等検討特別委員会を11月28日の本会議終了後に開催します。その後、広報広聴委員会を開催しますので、よろしく申し上げます。

また、年末の懇親会について、12月23日火曜日に開催予定をしております。場所は西松亭で、時間は午後6時か

南谷佳寛委員長	<p>らです。よろしく申し上げます。</p> <p>局長から説明のあったとおりに進めてよろしいか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>先ほど局長より説明がありました指定管理者の指定に係る資料については、資料提供の依頼をするということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、そのように取り計らうことといたします。</p> <p>12月定例会に関して、そのほかに何かありますか。</p>
後藤國弘議長	<p>協議していただきたい事項がございます。</p> <p>現在、会期中の議案質疑及び委員会における質問事項の執行部への連絡ですが、今は開催日の2日前の午後5時までとしております。</p> <p>しかし、締め切りに近い午後5時直前に出されますと、質問事項の連絡をしてから、執行部と議員の打ち合わせができるのが翌日になってしまいますので、十分な調整の時間が取れないということです。</p> <p>これを締め切りの時刻を少し早めにしていただいて、2日前の正午までとしていただければと考えておりますが、どうでしょうか。</p>
豊島委員	<p>やはりそうしたことは少し議会運営委員会で調査とか検討を。そう何日もかけよと言っているのではありません。例えば協議する事項が議会運営委員会なのか議会改革特別委員会なのか、議会改革特別委員会でやってもらってもいいのですが。</p> <p>今の件に関しては急ぎということですので、私は了解でいいと思います。そういう事項についても協議等が図られればと思いますが、今の議長のご意見は、前向きに皆さんがよろしいと言えれば結構です。</p>
河崎委員	<p>時刻を正午までにするというについては賛成です。</p> <p>1点要望というか、どうしたほうがいいのかという相談にもなるのですが、各執行部に対しての連絡方法ですね。今はいろんな形で、それこそ直接話したり、直接メール</p>

	<p>したり、逆に事務局を通してメールをしてもらったりとか、いろいろな形を私はやらせてもらっています。</p> <p>時間を指定するにあたって、例えば事務局に正午までに連絡をして、事務局から執行部に行くという形にするほうがいいのか、各自がそれぞれ執行部の各担当に連絡するという形でもいいのか。どちらでもいいですが、その場合に各担当課のメールアドレスをいただけると、こちらで差配できるのかなというところもあります。</p> <p>逆に言った言わないの話になる可能性もあるので、事務局を全て通して連絡したほうがいいのかという気もしますし、逆にそれが事務局にとって手間になるのであれば、各課に各議員がそれぞれ連絡する方法でもいいのですが、そちらを決めてもらえるとやりやすいのではないのかなと思っています。</p>
南谷佳寛委員長	今は時間だけが決まっているんですか。
議会事務局長	時間は決まっていて、提出先は事務局でも総務課でも担当課でもどこでもいいとなっています。
河崎委員	一本化のほうが個人的には楽です。各課に直接という話であれば、その例えばメールアドレスをご公開いただけるとやりやすいかなと思っています。
豊島委員	私の場合は全部事務局に渡して展開してくれと無理を言っています。その後の話は向こうが受理したら、何時になるうがかかってきます。それは個人的に調整していますので、その入り口の話は事務局も知っていたほうがいいのかという思いはしています。これは私のやり方と意見です。
野口委員	<p>全員協議会で協議するという方向性だけでは駄目ですか、ここで決めないといけませんか。</p> <p>〔委員長報告がありますので〕と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員	それなら2日前の正午で賛成です。
南谷佳寛委員長	<p>それでは通告は正午までということで、議会運営委員会の中では決定したいと思います。</p> <p>先ほどの入り口の件はどうするといいいですか。</p>

安藤委員	私も河崎委員が言われるように、最初の通告は事務局へ提出して、あとは各課と個人がやり取りをするというほうがいいと思います。
後藤徹委員	私は各議員のやりたいようにやったほうがいいと思います。私は質問が大体できる状態になってからやりますよって事務局に渡しますし、固まりきらないうちに出すことはしないです。 各議員のやり方で、時間だけ決まっていれば理事者は問題ないのではないかと思います。
野口委員	入り口はどっちでもいいですよ。委員会の質問は担当の職員を見つけたらその場で話したりするし。 私は議会事務局方式ですが、後藤徹委員が言われるようにどっちでもいいのではないですか。そこまで決める必要はないのかなと思ったりもするんで。
南谷佳寛委員長	そうすると言った言わないという話になってくる恐れはあるのですが。
野口委員	言った言わないの話って、それは議員の責任でしょ。出し方まで拘束されたくありません、議会事務局にお願いして割り振ってもらったほうが楽ですし。
河崎委員	私もどちらでもいいと思います。議会事務局の手間でなければ今までどおり連絡させていただきますし、自由にやっていただければいいと思います。
南谷佳寛委員長	それでは、この議会運営委員会の意見としましては、12月議会から正午までという時間だけを決めさせていただきます。それでよろしいですか。
後藤國弘議長	<p data-bbox="687 1648 1158 1682">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p data-bbox="427 1744 1422 1928">今回の一般質問における栗津議員の質問に関して、前回ここでお話いたしましたとおり、市の見解を栗津議員に渡してありますが、その市の見解についての一般質問をされるんです。</p> <p data-bbox="427 1939 1422 2069">それは例えば市の見解の2ページの3項目とか、そんな質問になっているので、その資料を栗津議員が皆さんに配付したいということです。</p>

野口委員	<p>かなり量が多いものですから、データベースで配付するという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>データベースで構わないですが、あくまで議員と行政側の話で傍聴者は関係ないですよ。</p> <p>通告書をまだ見てないのですが、傍聴者に対しては出さなきゃいけないですよ。分からないですから、何を喋っているか。それは紙で傍聴者全員に渡すということですか。</p>
議会総務課長	<p>今の運用ですと、資料を提供する議員が執行部の分と議員の分と、傍聴者にも配りたいという希望があれば傍聴者の分も全て本人が印刷する形をお願いしてあります。</p> <p>ただ、規定では配布してくださいと書いてあるだけなので、別にデータが駄目とかは載っていないのですが、運用上は議員で印刷してくださいということで今までやっている状況です。</p>
野口委員	<p>それであれば粟津議員にしっかりと説明した上で、傍聴者に対しても資料を準備するなら準備するように言っていたかなければいけないなと思っています。</p> <p>こちら側がわざわざ資料を準備する必要もないし、ちゃんと粟津議員の責任において傍聴者側の資料も準備していただくように、誰が言うのか知りませんが、そこはしっかりと伝えていただきたいと思います。</p>
豊島委員	<p>一般的な資料提供はすでに全員協議会で皆さんに諮ってあるとおり、時間的に余裕を持って、しかも許可をもらってやるということで合意しています。</p> <p>さらに傍聴についても、基本的には許可が出たらこれは配布する側が用意するものですから、議長の許可で配布するというその確認だけ、再度徹底しておく必要があると思います。</p>
後藤國弘議長	<p>基本的に資料提供は質問者がするという事になっています。なっていますが、今回は資料が膨大なので、データベースでやってもよろしいでしょうかというお願いです。</p> <p>それから傍聴者に資料を配りたいと本人が言うのであれば、本人が用意していただいて傍聴者に配っていただくという形を取りたいと思いますが、それでよろしいですかということですか。</p>

安藤委員	粟津議員が資料を傍聴者に配られた場合に、粟津議員の意見が入ったような文章だとおかしくなるので、タブレットに送っていただく資料と同じものでないといけないということは約束していただかないと。
後藤國弘議長	資料はこちらが許可を出しますので、これは駄目ですよとかこれはいいですよという判断はこちらでします。
議会総務課長	今回は資料が多いのでデータを認めるということですが、その都度議会運営委員会で判断していくのか、データ化する部分は今後もオッケーするのかということはどうされますか。
後藤國弘議長	これからの資料配付をデータでもオッケーかどうか、決めていただきたいと思います。
南谷佳寛委員長	傍聴者は紙で、執行部と議員の分はデータでも紙でもオッケーということでそれによろしいですか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
後藤國弘議長	傍聴者用もモニターに映すのはダメですか。
議会総務課長	議員で対応可能であればやっていただいても大丈夫です。操作は議員が行うことになります。
南谷佳寛委員長	傍聴者も議場においても、紙でもデータでも可能ということにしたいと思います。 ほかに 12 月議会についての協議議題はありますか。
野口委員	先ほどの粟津議員の一般質問の関係で、通告書見てないから分からないのですが、一般質問が許されるような内容なんですか。行政側が議長経由で粟津議員に渡した文章に対して一般質問はできるんですね。後学のために知りたいと思います。
議会総務課長補佐	今回の一般質問については、粟津議員の一般質問をされた後に、いわゆる市の見解という形で粟津議員に議長経由で出されたものになります。 その中身について、恐らく粟津議員は自分の見解と違うので、そこの見解の違いを質すという一般質問ではないか

南谷佳寛委員長	<p>という判断をしているところです。</p> <p>以上で12月定例会についての協議を終了いたします。      続いて議会基本条例の達成状況に関する評価点検について協議したいと思います。前年度から毎年ごとに単年での評価を行い、4年目に期を通した最終評価を行うことになりました。</p> <p>別紙のスケジュールのとおり、全議員に検証表へ記入していただき、議会運営委員会で取りまとめ、3月定例会を目途に中間結果について取りまとめ、全員協議会へ報告し公表していきたいと考えますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>議会基本条例の達成状況に関する評価点検について、議会運営委員会において行うこととし、全員協議会で全議員へ説明するため議長へ申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>そのように進めさせていただきます。      その他について、何かありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>議長、何かありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>副議長、何かありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>それではこれで議会運営委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前10時50分】</p>